

○さいたま市盆栽資料等選考評価委員会条例

平成27年3月12日

条例第26号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、大宮盆栽美術館に収蔵する盆栽その他美術品等（以下「盆栽資料等」という。）の収集に係る選考及び評価に関し必要な事項について調査審議するため、さいたま市盆栽資料等選考評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 委員会に、盆栽資料等の収集に係る選考及び評価に当たって特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者に対し、出

席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 選考又は評価の対象となる盆栽資料等に係る直接の利害関係を有する委員及び議事に関係のある臨時委員は、その会議に参加することができない。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、盆栽資料等の選考及び評価に係る審議の手續は、公開しない。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、スポーツ文化局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。